

2017 年 11 月 9 日

広州南沙新区、10 分野の優遇政策を発表

～ 製造企業の投資や海外籍者の個人所得税に補助金 ～

広州市南沙区政府は 10 月 12 日付で、重点産業促進に向けた政策を打ち出しました。この政策は、南沙新区(自貿エリア)「1 + 1 + 10 産業政策体系」¹(以下、「産業政策体系」と称され、重点産業促進に向けた全体方針、資金支援方針、地域本部設立や研究開発活動などの重点産業を含む 10 分野に対する優遇策から構成されています(図表 1)。優遇策は、区内の既存企業や新規進出企業などが対象となっており、南沙新区で展開する日系企業や今後南沙新区への進出を検討する日系企業にとって活用できる内容となっています。本号では、同区への進出日系企業に多い製造業を対象にした政策を中心に纏めましたので、ご参照ください。

背景

広州市南部に位置する南沙新区(803km²)は、2005 年に独立した行政区として認可され、2012 年に国内で 6 ヶ所目となる「国家級新区」²に認定されました。また 2015 年には南沙新区の 7 区域(合計 60km²)が広東自由貿易試験区の対象エリアに指定されました。

南沙新区は、自動車、船舶、設備産業などの製造業、南沙港を拠点とする物流業を中心に発展しており、自動車メーカーやそのサプライヤーをはじめ多数の日系企業が進出しています。同区の「第 13 次 5 年計画」では、2020 年までに GDP を 5 年間で倍増するとの目標実現に向け、製造業の高付加価値化や先端サービス業の発展を促す方針が打ち出されています。それだけに、先端製造業や現代サービス業を含む重点産業への優遇策で香港やマカオ、海外から企業を誘致し、産業の高度化を通じた経済成長を促す狙いがあると思われます。

主な内容

10 分野の優遇策のうち、以下では製造業、研究・開発活動、個人を対象とする内容を紹介します。なお、各種優遇策の有効期間はどれも 2017 年 1 月 1 日から 5 年間

図表 1 「1 + 1 + 10」産業政策体系の構成内容

(1)	重点産業促進に向けた全体方針	
(1)	産業発展に関する資金管理弁法	
(10)	地域本部設立促進	重点産業の 発展支援策
	科学技術イノベーション産業	
	先端製造業、建築業	
	海運、物流業	
	金融サービス業	
	商業・貿易業	
	現代サービス業	重点産業共通 の支援策
	人材誘致	
	新興産業園の設立	
	誘致プロジェクト奨励	

出所：広州市南沙区政府



¹ 原文：http://www.gznsnews.com/index.php?m=special&c=index&specialid=58&pc_hash=3C1kww

² 「国家級新区」には、上海浦東新区や天津滨海新区などがあり、国家レベルの新たな開発区として、国の成長戦略、改革開放推進のうで先行して優遇政策が与えられる等の特徴があります。

となっています。また、優遇策は内容によって通年で受け付けていないものもありますので、それぞれの実施細則（草案）にて確認が必要になります。

1. 製造業向け優遇策

製造業向け優遇策は、《広州南沙新区（自貿エリア）先端製造業及び建築業の発展支援弁法》に盛り込まれています。主な内容には、既存の製造企業に対する固定資産投資や技術改良向け投資資金の一部補てんや先端製造企業の新規進出に対する固定資産投資の一部補てんなどがあります。また、生産停止企業や環境汚染に伴う転出

図表 2 製造企業向け優遇策

名称	適用条件	奨励内容	出所
経営貢献賞	【既存の製造企業（以下のどちらかに該当）】 年間生産高の前年比増加額は1億元以上、かつ増加率は8%以下 年間生産高1億元以上、かつ増加率は8%以上	経済貢献（企業所得税・増値税・営業税の合計）の年間増加額の10%を補てん	第4条
固定資産投資を補助	【新規進出の先端製造企業】 先端製造業プロジェクトの固定資産投資額が5億元以上（土地は含まれず、工場・設備は含まれる）	固定資産投資額の2%を補てん （1プロジェクト当り2億元まで）	第8条
	【既存の製造企業】 増資、増産、技術革新等が行われるモデルチェンジプロジェクトで、かつ投資額500万元以上	(1)スマート製造プロジェクト（スマート装置/ロボット/ビッグデータ/付加製造） 固定資産投資実行額の4%を補てん （1プロジェクト当り800万元まで） (2)その他プロジェクト 固定資産投資実行額の3%を補てん （1プロジェクト当り600万元まで）	第8条
	【生産停止企業 低効率企業 環境汚染に伴う転出予定企業】 自社優良プロジェクトをもとに企業全体のモデルチェンジ・改造を実施	総投資額500万元以上 （元の企業向け）固定資産投資実行額の1%を補てん （5千万元まで） （投資企業向け）固定資産投資実行額の2%を補てん （1億元まで）	第8条
技術改造を事後補助	【一定規模以上の製造企業】 技術改造プロジェクト（総投資額500万元以上）	南沙新区への経済貢献（企業所得税・増値税・営業税の合計）の年間増加額の80%を補てん （プロジェクト完工翌年から3年間）	第9条
区内企業からの調達を補助	【区内の製造企業から商品とサービスを調達する製造企業】 年間調達額1千万元以上、かつ営業所得が対前年比増加	調達総額の2%を補てん （1社当り年間200万元まで）	第10条
資金支援	【国・省・市（工業情報化部門）から助成を受けている製造企業】 助成金分野：産業高度化/技術改造/省エネ・二酸化炭素排出削減など	国の助成企業：助成金の100%を補てん（500万元まで） 省の助成企業：助成金の70%を補てん（300万元まで） 市の助成企業：助成金の50%を補てん（100万元まで）	第11条

出所）南沙区政府《広州南沙新区（自貿エリア）先端製造業及び建築業の発展支援弁法》

予定企業にも補助金が支給されます。

2. 研究開発活動向け優遇策

企業の研究開発活動向け優遇策は(広州南沙新区(自貿エリア)科技イノベーション産業発展支援弁法)に盛り込まれています。

図表3 製造企業のイノベーション奨励措置(抜粋)

名称	適用条件	奨励内容	出所
ハイテク企業の発展促進	【既存企業】 国家ハイテク企業の認定を受けている	奨励金 30 万元を支給	第 2 条
	【新規進出企業】 国家ハイテク企業の認定を受けている	奨励金 50 万元を支給	第 1 条
	【新規進出企業】 進出 3 年以内に「一定規模以上の企業統計」の対象に指定され、かつ国家ハイテク企業の認定期間内にある	奨励金 20 万元を支給	第 1 条
	【新規進出企業】 国家ハイテク企業の認定を受けている	進出初年度から 5 年間、南沙新区への経済貢献(企業所得税・増値税・営業税合計)の 95%を補てん	第 1 条
産業革新力の向上	関連政府部門に認定された重点実験室/エンジニアリングセンター/技術センター/イノベーションセンター	国家級: 奨励金 300 万元を支給 省級: 奨励金 200 万元を支給 市級: 奨励金 50 万元を支給	第 5 条

出所) 南沙区政府《広州南沙新区(自貿エリア)科技イノベーション産業発展支援弁法》

2. 個人向け優遇策

一方、人材誘致を支援する(広州南沙新区(自貿エリア)人材集積イノベーション発展の若干措置)では、区内企業に勤務する個人向けに、個人所得税減税や無償住宅提供、住宅手当支給、出入国手続き簡素化などの優遇策が打ち出されています。

個人所得税の減税策については、年収 30 万元以上 中核人材である という2つの条件を満たした外国籍保有者を対象に、個人所得税額のうち税率 15%以上の部分が補てんされます。また、香港・マカオ籍保有者が

図表4 個人所得税補てん措置

適用対象	内容
(1) 年収 30 万元以上の中核人材	個人所得税額の 40%を補てん
(2) 年収 30 万元以上の中核人材、かつ香港・マカオ籍保有者	香港・マカオと中国本土の税率による差額を補てん
(3) 年収 30 万元以上の中核人材、かつ外国籍保有者	税率 15%以上の部分を補てん
(4) 高級管理職(董事長、副董事長、総経理、副総経理、監事会主席、総経理、総会計士等)	最高で個人所得税額の 100%を補てん (上記(1)(2)(3)による補助金額を含む)

出所) 南沙区政府(広州南沙新区(自貿エリア)人材集積イノベーション発展の若干措置)

上記2つの条件を満たした場合、香港・マカオと中国本土の個人所得税差分が補てんされます。

海外人材を対象とする個人所得税減税において、南沙新区は、深セン前海協力区、珠海市横琴地区に続いて華南地域で3番目に導入したエリアとして、同減税策による海外人材の誘致拡大が期待されます。

但し、中核人材として認定されるためには、図表5に掲げる諸条件をクリアする必要があります。

図表5 「中核人材」適用に関する諸条件(草案)

中核人材		中核人材の勤務機関
申請者は以下のうち1つに該当すること。 (1) 本部企業の高級管理者、中堅人材 (2) 国家ハイテク企業の高級管理者、中堅人材 (3) 海運物流、先端製造、金融ビジネス、科学技術イノベーション、観光・健康産業の高級管理者、中堅人材 (4) 独立法人資格を持つ科学研究機関等の高級管理者等 (5) イノベーションを伴う起業を実施する香港・マカオ籍及び外国籍の人材 (6) 区人材工作指導チームが承認したその他重点発展分野の人材	申請者は以下全てに該当すること。 (1) 年間課税所得が30万元以上 (2) 区内機関と3年以上の雇用契約を締結 (3) 南沙新区での勤務期間が年間6カ月以上 (4) 申請時に所属企業にて勤務中	中核人材の勤務機関は、以下全てに該当すること。 (1) 工商登記地、税務徴収地、統計所属地が南沙区内にある (2) 健全な財務制度及び独立法人資格を有し、独立採算制を実施

出所)南沙区政府(広州南沙新区(自貿エリア)人材集積イノベーション発展の若干措置の実施弁法及びオペレーション細則(意見聴取稿))

* * *

前述のとおり、製造企業向け優遇策の多くは、企業が一定金額以上の資金を投入し増資や増産、技術改造を行うことが前提条件となっています。また優遇策の適用対象に、生産停止企業や環境汚染に伴う転出予定企業も含まれていることなどを踏まえると、南沙当局としては今般の優遇策を通じて区内製造業の産業高度化を図る狙いがあるとみられます。今般の優遇策の実施により、既存製造企業のモデルチェンジや先端製造業の進出拡大などを通じて製造業の高度化につなげていくことができるのか、南沙新区の動向を引き続き見守る必要があります。

(執筆:株式会社三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 香港グループ)

本誌内容に関するご照会は、お取引店までご照会ください。